

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第 1 5 号

令和 7 年 5 月 2 5 日執行のさいたま市長選挙において、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項の読み替え規定による同法第 4 0 条第 1 項の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻を繰り上げる。

令和 7 年 5 月 1 1 日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

期日前投票所	繰下げようとする時間	繰上げようとする時間
土合支所	午前 1 1 時	午後 7 時
イオンモール与野	午前 1 1 時	午後 7 時